

経済産業省・中小企業庁

事業復活支援金のご案内

【事業復活支援金の対象となり得る方】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う、需要の減少や供給の制約により大きな影響を受けていること
- 上記の理由により、自らの事業判断によらずに対象月（令和3年11月～令和4年3月のうちひと月）の売上が基準期間の同月と比べて、**50%以上**または**30～50%未満減少**していること

【給付額】

中小法人 上限 **250万** 個人事業者 上限 **50万**

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※年間売上高は対象月と比べる過去の月（売上が高かった月）が含まれる会計期間のもの

※対象月の売上金額により、給付額が上限に達しない場合がございます

■黒石商工会議所では、会員事業所に限り事前確認や申請手続のサポートをさせていただきます。

■給付対象に該当し、なおかつ一時支援金・月次支援金を受給された事業所は申請のお手続きが簡単になります。

■黒石商工会議所での事前確認事務・申請サポートにより、支援金の給付が確約されるものではないです。また、申請内容につきましては、申請者様ご本人に責任を持っていただきますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

同封のご案内書類等をよくご確認の上、
お問い合わせいただきますようお願いいたします。